

豊中市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン化支援事業
補助金交付要綱

(通則)

第1条 豊中市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン化支援事業補助金（以下「補助金」という。）に係る補助については予算の範囲内において交付するものとし、小児慢性特定疾病対策国庫補助金交付要綱（平成29年5月30日付厚生労働省発健0530第5号厚生労働事務次官通知）、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 厚生労働省が実施する小児慢性特定疾病データベース等への登録を行うため、対象となる市内医療機関等がシステム環境整備を行う際の経費を支援し、同データベース等における医療意見書のオンライン化を推進することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業者は、児童福祉法第19条の3第1項の規定により、市長が定める医師（以下「指定医」という。）の勤務する医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所（以下「補助事業者」という。）のうち、市長が適当と認めたものとする。

(補助対象及び補助額)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費及びその補助額は、下表に定める基準により算出した額とする。ただし、この額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1. 基準額	1 補助事業者あたり 100,000 円
2. 補助率	2分の1
3. 補助対象経費	医療意見書のオンライン登録に向けた指定医の勤務する医療機関が行うシステム環境整備で市長が必要と認めた経費

※1 上記経費は事業実施年度中に係る経費のみを対象とする。

※2 インターネット回線使用料等の通信費、購入にかかる配送料、手数料及び各種割引額、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付申請は、別途定める期日までに行うものとする。

2 補助事業者は、次に掲げる交付申込書及び関係書類を市長に提出して交付申請を行うものとする。

- ① 交付申込書（様式第1号）
- ② 所要見込額調書
- ③ 対象経費の内容、金額を示す書類（カタログ、見積書等）

（補助金の交付決定及び通知）

第6条 市長は、前条の申込に対して審査の上補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。この場合において、補助金の額は概算額とする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（変更申込手続）

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変化により申込の内容を変更して追加交付申込等を行う場合には、第5条に定める申込手続に従い、別途定める日までにを行うものとする。なお、第5条第2項の①交付申込書（様式第1号）は「変更交付申込書（様式第3号）」に、②所要見込額調書は「所要見込額調書（変更）」に読み替えるものとする。

（補助金の変更交付決定）

第8条 市長は、前条に定める変更申込みがあった場合は、審査の上、変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。この場合において、補助金の額は概算額とする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、別途定める日までに市長に提出するものとする。

2 市長は、事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行うものとする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、第9条の規定による実績報告を受けたときは、これを審査し、当該報告の内容が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第11条 市長は、補助金等の交付の決定を受けた者が、次の各号の一に該当すると

きは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等を当該補助事業等以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この規則又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。
- (3) 補助金等の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 偽りその他不正な方法により補助金等の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の交付確定を受けた者は、請求書(様式第7号)により市長へ請求するものとし、市長は30日以内に補助金の交付を行うものとする。

(補助金の返還)

第13条 補助事業者は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について市に返還しなければならない。

(補助の条件)

第14条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 対象経費については、購入する物品等が社会通念上の単価と比較して著しく高額なものであってはならない。
- (2) 対象経費については、この補助金以外の補助金の交付を受けないこと。
- (3) 補助金の交付により取得した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により国が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 市の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (5) 補助金の交付により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、様式第8号により別途定める日までに市長に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年（2025年）7月1日から施行する。